

第18回東村山駅西口公益施設運営検討会

日時:平成20年5月28日(水)第2委員会室 午後4:00~5:00

出席者:東村山駅西口公益施設運営検討会委員11名、市長、事務局4名

開会挨拶(会長)

出欠及び会議の公開

本日は公開とする。

市長挨拶

前回東京ドームの提案説明及び利用料金の上限額の説明をさせていただきました。6月議会において西口公益施設の設置条例と指定管理者の指定の議決の両方について議案を提出する予定であります。今後ともご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

行政委員の改選及び選定委員の紹介

内容 「事」:事務局、「・」:委員

【利用料金の上限額について】

事 本施設は利用料金制となることは以前からご議論いただいている。使用料は市の歳入になる一方で、利用料は運営事業者の収入となる。しかし、施設の利用の対価として受け取る点においては共通していることから、公民館等の他の公の施設の使用料の算出方法に準じて、本施設の利用料金の上限額を算出する必要がある。

算出方法の詳細については前回説明させていただいたが、その内容に誤りがあったので改めて説明させていただきたい。

具体的には、まず原価の算出において前回提案させていただいた金額からカフェに係る経費を控除させていただいている。これはカフェに係る経費は施設の利用料の算出の根拠となるものではなく、カフェで提供される飲食の対価の根拠となるため、施設の利用料の算出における原価の額から控除するように改めたい。

もう一点は、年間の開館日数と営業時間である。この原価は指定管理者の公募の際に市が積算した経費に基づいているが、開館日数を300日、営業時間を1日12時間で算出している。しかし、今回は東京ドームの提案に基づき開館日数365日、営業時間17時間で計算していた。従って原価の算出にあわせた開館日数及び営業時間に修正した。

- ・ 12時間は何時から何時を想定していたのか。

- 事 9時から21時を想定していた。
- ・ 会議室の一部で東京ドームの提案額が市の上限額を超えている部分があるが。
- 事 この点については上限額に合わせることで了解を得ている。

#### 【公の施設の利用方法】

- 事 コンベンションホールについては、第1次申請は利用する日の6月前の日の属する月の7日を申請期限とする。仮に利用日を12月5日とすると6月7日までに申込をいただき抽選を行う。その後、空いている時間帯は、第2次申請として7月1日から利用日の前日までの間に申請をしてもらい、申請を受けた順に利用者を決定していく。利用料金は前納することとする。  
会議室については第1次申請は2月前としている。仮に4月5日を利用日とすると2月7日を申込期限とし、抽選を行う。空いている時間帯について第2次申請を利用日の前日までに受付、抽選なしで利用者を決定する。  
コンベンションホールと会議室で申請期限が異なるのは、コンベンションホールでは講演会等の企画が想定されるので、その準備等の期間を考慮し早い時期に施設の利用が決定できるように配慮したものである。  
マシジムとスタジオについては、当日券売機で利用券を購入することになる。
- ・ いずれは公共施設予約システムも利用できるのか。
- 事 使用料金と利用料金の違いがあるため、とりあえず公共予約システムに含まれない形になる。今後利便性等も考慮しながら検討していきたい。
- ・ 他の施設でも同様の予約方法なのか。
- 事 公民館のホールなど一部特殊な部分もあるが、ほぼ同様の運営になっている。
- ・ 公民館の使用料と金額が異なっているが統一したほうがいいのではないか。
- 事 公民館等についても同じ算出方法によって使用料を計算している。
- ・ 面積、運営に係る費用、減価償却費などに差があるため、施設ごとに計算される金額が異なってしまう。また、本施設については事業者が低い金額で運営するような提案をしている。これは、収益的事業を行っていることで施設の利用料を低く抑えることができるようになっていないか。
- ・ 事業者が提案している金額は低すぎるのではないか。
- 事 事業者が利用料金を下げることで利用者を増やしてバランスをとるような運営になっていると考えられる。仮に赤字になったとしても、事業者の責任になる。
- ・ 東京ドームグループは応募事業者の中で2番目に指定管理料が低かった。この指定管理料が高いからといって施設の利用料金が低く設定できているのではなく、事業者の営業努力の結果だと思う。